

経営革新等支援機関から最新情報を配信！！

増本税理士事務所 NewsLetter 1月号

速報

次回の公募の概要が発表されました！！

ものづくり補助金 (ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業)

<ものづくり補助金とは>

足腰の強い経済を構築するため、中小企業・小規模事業者が取り組む生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善をおこなうための設備投資等の経費の一部が補助されるものです。

補助金概要

区分	補助上限額	補助率
一般型	1,000万円	2分の1
小規模型	500万円	小規模事業者は 3分の2
		その他の事業者は 2分の1

※ 上記区分の他に「企業間データ連携型」があります。

※ 本事業遂行のために必要な専門家を活用する場合 補助上限額30万円アップします。

※ 「一般型」でも下記のいずれかを満たした場合は補助率が3分の2に引き上げられます。

- ・ 特定の地方自治体において補助事業を実施する事業者が、先端設備等導入計画(仮称)の認定を取得した場合
- ・ 中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画を、平成 29 年 12 月 22 日の閣議決定後に新たに申請し承認を受けた場合

前回の採択率

前回(平成28年度補正革新的なものづくり・商業・サービス開発支援補助金)の採択率は下記の通りでした。

申請数 **15,547件** 採択数 **6,157件** 採択率 **39.6%**

なお、次回のものづくり補助金につきましては、補助予定件数が「約1万件」と発表されていますので、採択率は前回よりも向上することが予想されます。

申請準備はお早めに！！

次回公募につきましては、2月上旬ごろからのスタートが予想されますが、補助金申請には通常1ヶ月以上の準備期間が必要と言われています。補助金申請を検討中の事業者様はお早めに当事務所までご相談ください。

増本税理士事務所(経営革新等支援機関)

TEL:092-739-6222 FAX:092-739-6225

〒810-0001 福岡市中央区天神3-11-1 天神武藤ビル2F

～認定支援機関で対応できます～

- ・ 各種補助金申請
- ・ 経営改善計画書の作成
- ・ 創業支援
- ・ 優遇金利での資金調達 など